

平成27年 5月臨時会

# 横芝光町議会会議録

平成27年 5月11日 開会

平成27年 5月11日 閉会

横芝光町議会

## 平成27年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月11日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
町長挨拶	4
議員並びに説明員紹介	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
仮議席の指定	7
議長選挙	7
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期決定の件	9
副議長の選挙	10
常任委員会委員の選任	12
常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	12
議会運営委員会委員の選任	13
議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	13
匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙	13
匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙	15
東総衛生組合議員の選挙	17
八匠水道企業団議員の選挙	19
山武郡市環境衛生組合議員の選挙	21
山武郡市広域水道企業団議員の選挙	22
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23

議案第1号ないし議案第5号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	25
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	35
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	36
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	38
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	39
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	39
委員会の閉会中の継続調査について	42
閉会の宣告	42
署名議員	45

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

## 平成27年5月横芝光町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成27年5月11日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期決定の件
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 匝瑳市横芝光町消防組合議員選挙
- 日程第10 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員選挙
- 日程第11 東総衛生組合議員選挙
- 日程第12 八匠水道企業団議員選挙
- 日程第13 山武郡市環境衛生組合議員選挙
- 日程第14 山武郡市広域水道企業団議員選挙
- 日程第15 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第16 議案第1号ないし議案第5号、報告第1号ないし報告第3号について(町長提案理由説明)
- 日程第17 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて(横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定)
- 日程第18 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて(横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第19 議案第3号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町監査委員の選任について

日程第20 議案第4号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 議案第5号審議（質疑・討論・採決）

南条小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮藺博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター所長	郡司民夫君	東陽病院事務長	大木良夫君

教 育 長 齋 藤 明 君 教 育 課 長 市 原 成 一 君  
社 会 文 化 課 長 秋 葉 義 臣 君

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 晴 美

○議会事務局長（高蝶政道君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局の高蝶でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の川島勝美議員をご紹介します。

川島勝美議員、議長席へお願いをいたします。

○臨時議長（川島勝美君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました川島勝美でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

---

### ◎町長挨拶

○臨時議長（川島勝美君） 本臨時会の開会に先立ち、町長からご挨拶をお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、まず冒頭のご挨拶をさせていただきます。

新緑のすがすがしい季節を迎え、本日ここに新たに選出されました議員の皆様方をお迎えし、5月臨時会が開催されることに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、このたび行われました横芝光町議会議員一般選挙におきまして、大変厳しい選挙戦を戦い抜かれ、町民の皆様の希望と期待を担い、見事当選の栄誉を勝ち取られました16名の議員の皆様に対して、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

改めて申し上げるまでもございませんが、議会は町民を代表し、重要な意思を決定する議決機関でございます。町政が円滑に運営されるためには、議会と執行機関が独立、対等の立場でそれぞれ十分に機能を果たしながら、一体となって住民福祉の向上のために取り組むことが何よりも大切であると考えております。

現在、少子高齢化と人口減少により地方の消滅が危惧され、地方創生が重要な課題となっております。国では、昨年末にまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生戦略が策定され、当町におきましても、本年度中に横芝光町まち・ひと・しごと総合戦略を策定すべく、検討を始めたところでございます。今後、町民の皆様からご意見をいただきながら、職員一丸となって取り組んでまいる所存でございます。

しかしながら、我が町の創生は、議会と執行部が車の両輪となって推進することが極めて



重要であると考えております。横芝光町の発展と町民の幸せのために、全力で行政運営を進めてまいりますので、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○臨時議長（川島勝美君） どうもありがとうございました。

---

### ◎議員並びに説明員紹介

○臨時議長（川島勝美君） ここで、本日出席の議員及び執行部関係者の紹介を行います。

紹介は、自己紹介でお願いいたします。

初めに、執行部側。

副町長からお願いいたします。

○副町長（久本 修君） 昨年4月1日から副町長を務めさせていただいております久本修と申します。一生懸命務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導くださいますよう、お願い申し上げます。

○理事（田鍋悦央君） 理事の田鍋悦央と申します。本年度は会計管理者の仕事を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○総務課長（實川裕宣君） おはようございます。総務課長の實川でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○企画財政課長（若梅 操君） おはようございます。企画財政課長の若梅操と申します。本年も精いっぱい努力する所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○産業振興課長（早川典男君） おはようございます。産業振興課長を仰せつかっております早川典男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（五木田桂一君） おはようございます。都市建設課長の五木田桂一でございます。本年も引き続きよろしくお願いを申し上げます。

○税務課長（鈴木健夫君） おはようございます。税務課長の鈴木健夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（齋藤 明君） おはようございます。教育長の齋藤でございます。教育委員会にお世話になりまして2年と11カ月が過ぎたところでございます。よろしくお願ひします。

○教育課長（市原成一君） おはようございます。教育課長の市原成一と申します。よろしくお願ひします。

○社会文化課長（秋葉義臣君） おはようございます。本年4月から社会文化課長になりました秋葉義臣でございます。よろしくお願いいたします。

○健康管理課長（越川誠一君） おはようございます。この4月1日付で健康管理課長を仰せつかりました越川誠一と申します。住民の保健事業の推進に微力ではありますが、努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（椎名富士男君） おはようございます。4月から福祉課長を仰せつかりました椎名富士男と申します。何分にも新任の課長でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課長（早川裕明君） おはようございます。引き続きまして、住民課を担当させていただくことになりました早川裕明と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○環境防災課長（堀越健一君） おはようございます。環境防災課長の堀越健一と申します。よろしくお願いいたします。

○東陽病院事務長（大木良夫君） おはようございます。東陽病院事務長の大木良夫と申します。この4月で4年目を迎えることになりました。ひとつよろしくお願いいたします。

○食肉センター所長（郡司民夫君） おはようございます。東陽食肉センター所長の郡司民夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（川島勝美君） 続いて、議員。

議席前列、秋鹿幹夫議員からお願いいたします。

○議員（秋鹿幹夫君） 新人議員の秋鹿幹夫です。ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

○議員（平山雅規君） 新人議員の平山です。よろしくお願いいたします。

○議員（宮菌博香君） おはようございます。新人の宮菌です。よろしくお願いいたします。

○議員（山崎義貞君） おはようございます。同じく新人議員の日本共産党の山崎義貞でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（庄内賢一君） おはようございます。新人議員の庄内賢一と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○議員（鈴木和彦君） おはようございます。北清水の鈴木和彦と申します。2期目ということでよろしくお願いいたします。

○議員（齋藤順一君） おはようございます。鳥喰の齋藤順一でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（森川 忠君） おはようございます。東町の森川忠と申します。よろしくお願いいたします。

- 議員（川島 仁君） おはようございます。北清水の川島仁です。よろしく申し上げます。
- 議員（川島富士子君） おはようございます。北清水在住、5期目の川島富士子でございます。今まで以上に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議員（鈴木克征君） おはようございます。新井の鈴木克征です。よろしくお願ひいたします。
- 議員（野村和好君） 野村和好でございます。よろしくお願ひいたします。
- 議員（山崎貞一君） おはようございます。台の山崎貞一でございます。5期目を迎えます、重責を感じております。よろしくお願ひいたします。
- 議員（鈴木唯夫君） 鈴木唯夫と申します。よろしくお願ひいたします。
- 議員（八角健一君） 寺方の八角健一です。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（川島勝美君） どうもありがとうございました。

---

#### ◎開会の宣告

- 臨時議長（川島勝美君） これより平成27年5月横芝光町議会臨時会を開会いたします。
- （午前10時08分）

---

#### ◎開議の宣告

- 臨時議長（川島勝美君） 直ちに本日の会議を開きます。
- これより日程に入ります。

---

#### ◎仮議席の指定

- 臨時議長（川島勝美君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
- 仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

#### ◎議長の選挙

- 臨時議長（川島勝美君） 日程第2、議長の選挙を行います。
- 選挙は投票で行います。
- 議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（川島勝美君） ただいまの出席議員は16名です。
- 次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、秋鹿幹夫議員、2番、平山雅規議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（川島勝美君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（川島勝美君） 漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（川島勝美君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（川島勝美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（川島勝美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（川島勝美君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	16票	
有効投票	16票	
無効投票	0票	
有効投票のうち	鈴木唯夫議員	15票
	山崎義貞議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、鈴木唯夫議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木唯夫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（川島勝美君） 立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

鈴木唯夫議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔議長 鈴木唯夫君登壇〕

○議長（鈴木唯夫君） ただいまは議長に大勢の方に推挙していただきまして、まことにありがとうございます。

今後は、議会はもとより、町民のために一生懸命頑張りますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

〔議長 鈴木唯夫君降壇〕

○臨時議長（川島勝美君） ここで議長と交代いたします。

鈴木唯夫議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。どうもありがとうございました。

---

#### ◎議席の指定

○議長（鈴木唯夫君） では、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定します。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） 続きまして日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

1 番 秋 鹿 幹 夫 議員

1 6 番 川 島 勝 美 議員

を指名します。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 続きまして日程第5、会期決定の件の議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木唯夫君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に3番、宮菌博香議員、4番、山崎義貞議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち 川島 仁議員 15票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、川島仁議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川島仁議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島仁議員、副議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔副議長 川島 仁君登壇〕

○副議長（川島 仁君） ただいま議員の皆様方に副議長にご推挙いただきまして、まことにありがとうございました。

そして、私は浅学非才の身でありまして、皆様方のご指導、ご協力をお願いし、責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。（拍手）

〔副議長 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7から日程第15までは議会の構成にかかわる決定事項であります。町長、副町長、教育長には引き続きご出席いただきますが、他の説明員についてはここで退席願います。

なお、日程第16以降、再度出席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時33分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

**◎常任委員会委員の選任**

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、配付した指名表のとおり各常任委員会委員16名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

この後、各常任委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

（午前10時56分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

---

**◎常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告**

○議長（鈴木唯夫君） 休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（高蝶政道君） それでは、ご報告いたします。

初めに、総務経済常任委員会委員長に川島富士子委員、同じく副委員長に山崎貞一委員、次に民生文教常任委員会委員長に森川忠委員、同じく副委員長に庄内賢一委員、以上のとおりです。

○議長（鈴木唯夫君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

（午前11時08分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



(午前 11 時 27 分)

---

**◎議会運営委員会委員の選任**

○議長（鈴木唯夫君） 日程第 8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、配付した指名表のとおり議会運営委員会委員 7 名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この後、議会運営委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。再開は午前 11 時 40 分といたします。

(午前 11 時 28 分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 39 分)

---

**◎議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告**

○議長（鈴木唯夫君） 休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（高蝶政道君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に川島勝美委員、同じく副委員長に鈴木克征委員、以上のとおりです。

---

**◎匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙**

○議長（鈴木唯夫君） 日程第 9、匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市横芝光町消防組規約第 5 条第 2 項第 1 号の規定により 3 名です。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木唯夫君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に5番、庄内賢一議員、6番、鈴木和彦議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 川島 仁議員 7票

齋藤順一議員	4票
川島勝美議員	4票
山崎義貞議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。法定得票数以上で得票数の多い順に3名をもって当選とします。

川島仁議員、齋藤順一議員、川島勝美議員、以上の3名が匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました。

ただいま匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました川島仁議員、齋藤順一議員、川島勝美議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

ここで休憩します。再開は午後1時ちょうどといたします。

(午前 11時49分)

---

○議長（鈴木唯夫君） では、再開します。

(午後 0時59分)

---

#### ◎匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第10、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第6条第2項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木唯夫君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に7番、齋藤順一議員、8番、森川忠議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち 山崎貞一議員 12票

鈴木克征議員 3票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、山崎貞一議員が匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました山崎貞一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

### ◎東総衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第11、東総衛生組合議員の選挙を行います。

初めに、東総衛生組合同規約第5条第3項の規定による議員1名の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に9番、川島仁議員、10番、川島富士子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち	野村和好議員	11票
	川島勝美議員	4票
	山崎義貞議員	1票

以上です。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、野村和好議員が組合同約第5条第3項の規定による東総衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました野村和好議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

次に、東総衛生組合同約第5条第4項の規定による議員1名の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に11番、鈴木克征議員、12番、野村和好議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち 川島勝美議員 11票

鈴木和彦議員 3票

鈴木克征議員 1票

山崎義貞議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、川島勝美議員が組合同約第5条第4項の規定による東総衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました川島勝美議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

---

#### ◎八匠水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第12、八匠水道企業団議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

選出すべき議員数は、八匠水道企業団規約第6条及び第7条の規定により1名です。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に13番、山崎貞一議員、15番、八角健一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 6 票

有効投票 1 6 票

無効投票 0 票

有効投票のうち 鈴木克征議員 1 2 票

山崎貞一議員 3 票

山崎義貞議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、鈴木克征議員が八匠水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま八匠水道企業団議員に当選されました鈴木克征議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。



### ◎山武郡市環境衛生組合議員の選挙

- 議長（鈴木唯夫君） 日程第13、山武郡市環境衛生組合議員の選挙を行います。
- 選出すべき議員数は、山武郡市環境衛生組合同規約第6条の規定により2名です。
- 選挙は投票で行います。
- ただいまの出席議員は16名です。
- 次に、立会人を指名します。
- 立会人に16番、川島勝美議員、1番、秋鹿幹夫議員を指名します。
- これより投票用紙を配付します。
- 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

- 議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

- 議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

- 議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

- 議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち	鈴木和彦議員	9票
	八角健一議員	6票
	山崎義貞議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。法定得票数以上で得票数の多い順に2名をもって当選とします。

よって、鈴木和彦議員、八角健一議員の2名が当選いたしました。

ただいま山武郡市環境衛生組合議員に当選されました鈴木和彦議員、八角健一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

#### ◎山武郡市広域水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第14、山武郡市広域水道企業団議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、山武郡市広域水道企業団規約第6条第2項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に2番、平山雅規議員、3番、宮蘭博香議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票

有効投票 15 票

無効投票 1 票

有効投票のうち 森川 忠議員 11 票

齋藤順一議員 3 票

山崎義貞議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、森川忠議員が山武郡市広域水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議員に当選されました森川忠議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

---

### ◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第15、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に4番、山崎義貞議員、5番、庄内賢一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 6 票

有効投票 1 6 票

無効投票 0 票

有効投票のうち 川島富士子議員 1 5 票

山崎 義貞議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川島富士子議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました川島富士子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木唯夫君）　ここで休憩します。再開は午後２時５分といたします。

（午後　１時４９分）

---

○議長（鈴木唯夫君）　再開します。

（午後　２時０３分）

---

◎議案第１号ないし議案第５号、報告第１号ないし報告第３号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君）　日程第16、議案第１号ないし議案第５号、報告第１号ないし報告第３号を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　ただいま議長より、今臨時会に提出される各案件について提案理由の説明を求められましたが、先ほど行われました各日程の中で、正副議長を初め各委員の選任が決定されました。新議長には鈴木唯夫議員が、そして副議長には川島仁議員が選出され、心よりお喜びを申し上げます。

また、川島勝美議員には新議長が決定するまでの間、臨時議長として議事進行に努められましたことに対して、深く敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

また、各常任委員会委員並びに一部事務組合関係の議員もそれぞれ選任されたわけでございます。今後の議員各位のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明をさせていただきます。お手元の平成27年５月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をごらんください。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年３月31日に公布され、４月１日から施行されることに伴い、ふるさと納税の申告特例の新設、軽自動車税のグリーン化特例の導入及びたばこ税の特例税率の廃止のほか、法律改正に伴う所要の規定の整備を行うことについて、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されること等に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法等の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員として鈴木克征氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の深田正一氏及び越川いつ子氏の2名の任期が平成27年6月30日をもって満了となることから、越川いつ子氏を再任し、新たに布施貞雄氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めべく提案したものであります。

議案第5号 南条小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてであります。本案は、南条小学校屋内運動場改築工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

続いて、報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。本件は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、横芝光町使用料及び手数料条例の一部改正を行う必要があったため、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任による専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正を行う必要があったため、地方自治法第180条第1項の

規定により議会の委任による専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの  
あります。

報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
の制定）であります。本件は、国民健康保険法の一部改正に伴い、横芝光町国民健康保険  
条例の一部改正を行う必要があったため、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委  
任による専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳  
細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認  
賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙でございます。この1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条  
例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の  
規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成27年5月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、3ページをお開きいただきたいと存じます。

専決第3号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。

横芝光町税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にあり  
ましたように、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、原則として4月  
1日から施行されることに伴い、町税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたため、専決  
処分により制定したものでございます。

今回の税制改正は、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化、軽自動車税のグリーン化特例

の導入及びたばこ税の特例税率の廃止のほか、法律改正に伴う所要の規定の整備を行う必要が生じたため、町税条例の一部の改正を行うものであります。

それでは、議案等関係資料つづり、黄色の表紙でございます。この新旧対照表でご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。2ページの上から4行目のところでございます。

第31条は法人町民税均等割の税率でございますが、法人町民税均等割は1号法人の5万円から9号法人の300万円までの税率でございますが、税率適用区分である資本金等の額に係る基準が見直され、法人税法上の資本金等の額に無償増資の金額を加減算する措置が講じられ、資本金等の合計額が資本金及び資本準備金の合計額を下回る場合には、資本金及び資本準備金の合計額をもとに均等割の税率区分が判断されることになりました。わかりやすく言えば、いずれか多いほうの金額をもとに判断されるということでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページの中央より下でございます。

第33条、所得割の課税標準でございますが、町民税の課税標準は所得税法の計算の例によって計算しておりますが、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするものであります。

具体的には、所得税において時価1億円以上の有価証券等を有する等、一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税することになりました。しかし、住民税は翌年1月1日現在住所を有する者に課税される制度であるため、その者だけ課税するのは公平性に欠けるということから、所得税法の例によらないこととするものであります。

それでは、少し飛ばして15ページの中央をごらんください。

附則第7条の3の2、これは個人住民税における住宅ローン減税の措置は、平成25年度税制改正において、消費税引き上げに伴う住宅取得に係る措置の一環として改正が行われたところでございますが、平成27年度税制改正において、消費税率の引き上げ時期の変更に伴いまして、制度の適用期限を平成31年6月30日までの1年半延長するものでございます。

附則第9条及び9条の2、これは個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例についてであり、確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税の控除申請を、寄附先団体が本人にかわって行うこ



とを要請できることとし、寄附先団体は必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知することにより、確定申告を行った場合と同額が控除されるものでございます。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第10条の2、これは固定資産税等の課税標準の特例についてであります。平成24年度税制改正によりまして、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が独自に自主的に判断し、地方税法の定める範囲内で特例割合を決定できる仕組み、通称わがまち特例が創設されまして、割合を定める規定を創設するものでございますが、当町には今のところ該当する施設はございません。

次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第11条の2、12条、13条は、土地価格の下落修正や固定資産税の負担調整措置を3年間延長し、平成29年度までとするものでございます。

24ページでございます。

附則第15条、特別土地保有税の特例についても3年間延長し、平成29年度までとするものでございます。

次に、25ページの中段をごらんいただきたいと存じます。

附則第16条は、軽自動車税の税率特例についてでございますが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪車等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分、平成28年度分に限り税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例軽減が適用されることとなります。

次に、26ページの一番下段です。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例でございますが、旧3級品、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄については、一般のたばこの約半分の税率となっておりますが、平成28年度から4年かけて段階的に廃止されるため、削除するものでございます。

次に、29ページをごらんいただきたいと存じます。

第23条でございますが、法人町民税における恒久的施設に係る規定を今まで法人税法を引用しておりましたが、地方税法に規定されたことによる条文の整理でございます。

1枚めくっていただきまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第16条は、軽自動車税の重課を平成26年度の町税条例改正で規定いたしました。条

例施行前にグリーン化特例、軽課が附則第16条に、さきにご説明いたしました16条に新設されたことに伴う条文の整理でございます。

32ページをごらんいただきたいと存じます。

附則第2条は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置でございます。

そのほかについては、番号法改正に伴う所要の規定の整備及び法律改正に伴う条ずれ等の修正を行うものでございます。

以上が、専決処分にて税条例の改正を行った部分についての補足説明でございます。

続きまして、議案第2号の横芝光町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりの33ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成27年5月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、35ページをお開きいただきたいと存じます。

専決第4号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、39ページをお開きいただきたいと存じます。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分により制定したものでございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定、所得の算定方法の変更などが主な改正部分でございます。

それでは、また黄色い表紙の資料つづりのほうをお願いしたいと思います。34ページの新

旧対照表でご説明させていただきます。

第2条の課税額についてでございますが、地方税法施行令の改正にあわせて、基礎課税額「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額「16万円」を「17万円」に、介護納付金課税額「14万円」を「16万円」に限度額を引き上げるものでございます。

下の21条でございます。第21条の国民健康保険税の軽減についてでございますが、地方税法施行令の改正にあわせ、減額の基準について5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を「24万5,000円」から「26万円」に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「45万円」から「47万円」に改めるものでございます。

以上が、専決処分にて国民健康保険税条例の改正を行った部分についての補足説明でございます。慎重審議の上、可決、ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり、43ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されることのないように見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するために1期を3年の任期としてご活躍いただく民間のボランティア委員でありまして、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございます。

現在、当町では7名の人権擁護委員の皆さんにご活躍をいただいておりますが、このうちの2名の委員が平成27年6月30日をもって任期満了となることから、本件議案を今議会に提案し、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、2名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

お一人目の横芝光町宮川480番地、越川いつ子氏であります。昭和22年9月27日生まれの67歳で、1期3年の人権擁護委員を経験され、現在、匠瑛人権擁護委員協議会第4部会の役員としてご活躍をいただいております。引き続き人権擁護委員をお願いしようとする

ものであります。

お二人目の横芝光町富下677番地の1、布施貞雄氏であります。昭和26年1月22日生まれの64歳で、昭和46年3月に千葉県農業大学校を卒業後、同年4月から香取農業改良普及所多古支所に勤務されたのを皮切りに、平成25年3月に海匠農業事務所を退職されるまで、40年以上の長きにわたり千葉県職員として地方行政に携われてこられた方であります。

また、地元においても、平成6年度に南条小学校のPTA会長を務められたほか、町青少年相談委員や町社会教育委員を歴任されるなど、地域のボランティア活動にも積極的に参加し、人権思想の普及、高揚についても高い関心をお持ちであることから、新たに人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

以上のお二人につきましては、地域社会における信頼も厚く、人権擁護のご理解が深い方でありまして、人権擁護委員として適任でございますので、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、議案第5号、並びに報告第1号及び報告第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは初めに、議案第5号につきまして補足説明を申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづりの45ページをお開き願います。

議案第5号 南条小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてでございます。

議案にも記載いたしておりますとおり、本件契約の目的は、南条小学校屋内運動場改築工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る4月24日に受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店が、入札書比較予定価格4億1,800万円に対しまして、入札金額4億1,500万円を以て落札候補者となり、4月28日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えた額4億4,820万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店代表取締役、畔蒜毅を契約の相手方として請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件受注希望型競争入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施し

たところであります。入札参加者は1社でありましたが、本件入札は電子入札で行ったものであり、電子入札のシステム運用上、競争性、公平性及び公正性を保つことができると認められることから、横芝光町電子入札約款第5条第4項の規定に基づき、開札を執行したものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号及び報告第2号につきまして補足説明を申し上げます。

資料はピンク色の表紙の議案つづり47ページからと、黄色い表紙の議案関係資料、こちらは38ページからとなりますので、お手元にご用意願います。

初めに、報告第1号からご説明いたしますので、議案つづり、こちらのピンクの表紙の議案つづり47ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚めくっていただきまして、専決処分書をごらん願います。

本件は、冒頭町長からの提案理由説明にありましたように、横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年3月20日に議会の委任による専決処分をしたものでございます。

次に、議案つづり53ページをお願いいたします。

本条例の改正は、条例別表に引用されております鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴う形式改正でありまして、改正箇所につきましては黄色い表紙の新旧対照表でご説明申し上げますので、この新旧対照表38ページをお開き願います。

別表第2の手数料を徴収する事項の16に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条の規定による登録票の交付とありますが、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と変更されたことによりまして、新旧対照表右側の改正案中、別表第2の該当部分を表記のとおり改正するものであります。

議案つづり53ページにお戻り願います。

附則で条例の施行日を定めております。法律の施行日と同日の平成27年5月29日とするも

のであります。

続きまして、報告第2号についてご説明申し上げます。議案つづりは55ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告について（横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚めくっていただきまして、次に専決処分書をごらん願います。

本件につきましては、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、報告第1号と同じく、議会の委任による専決処分をしたものでございます。

条例の改正についてご説明いたします。61ページをお開き願います。

本条例の改正は、第4条中「副町長」の次に「教育長」を加えるものであります。改正箇所につきましては先ほどと同様、黄色い表紙の新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表39ページをお開き願います。

第4条、指定管理者の制限で、指定管理者になることができない団体として「町長、副町長、教育委員会委員または町議会議員が、代表者またはこれに準ずる地位にあるものとなっている団体は、指定管理者になることができない」とあるところ、表の右側の改正案のとおり、副町長の次に「教育長」を加えるものであります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育委員会制度が改正され、本年4月1日以降に任命される教育長から常勤の特別職となることに伴うものでございます。

議案つづりの61ページにお戻り願います。

附則の第1項は本条例の施行期日で、法律の施行日と同じ平成27年4月1日とすること。

第2項は経過措置で、この条例の施行の際、つまり本年4月1日以降も、それまで在職していた教育長が引き続き在職する間は、条例第4条の改正規定は適用せず、改正前の規定の効力が存続するというものであります。

以上で、報告第1号及び第2号の補足説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、報告第3号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、報告第3号について説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり63ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）。

今回の条例改正については、先ほど町長が提案理由で申し述べましたように、国民健康保険法の一部改正に伴いまして、同法を引用している町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことから行ったもので、次の65ページの専決処分書のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分したものでございます。

資料の69ページをごらんいただきたいと思います。

改正する内容といたしましては、第9条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改めるものでございます。

黄色いつづりの新旧対照表40ページをごらんいただきたいと存じます。最終ページとなっております。

アンダーライン部分が改正する箇所でございます。横芝光町国民健康保険条例第9条第1項中の「法第72条の4」を「法第72条の5」に改めるものでございます。

大変恐縮ですが、いま一度ピンク色の議案つづり69ページをごらんいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定）、報告第2号 専決処分の報告について（横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定）、報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより議案審議を行います。

日程第17、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

国民健康保険条例の件なんですけれども……

○議長（鈴木唯夫君） これは税条例だから、ちょっと……

○4番（山崎義貞君） すみません、失礼しました。

○議長（鈴木唯夫君） 質疑はありませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第18、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 国民健康保険税条例のことなんですけれども、これ51万から52万、それから後期高齢者支援金等課税額が16万から17万、そして介護納付金課税被保険者についての当該合算金が14万から16万というふうになって、実質結構な値上げになることなんですけ



れども。国からの条例改正なので仕方ないという点はあるとは思いますが、町のこれは非常に税負担が重くなっている。合計しますと71万から75万、4万の負担増ということになります。ここのところは年々上がるだけで、町としたらその対策、対応というものを検討していくべきではないかというふうに思いまして、非常に税負担が重くなっているという現状の中で、ちょっと承服しかねないというのが私の意見であります。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 今回の改正につきましては、負担能力に応じた公平なものということで、所得のある方については上限を上げると。そのほかの中低所得者層については軽減を図っていくということですので、そういう方針で今回改正を行うものでございます。税務課といたしましては、この国の地方税法の改正に沿って今回改正したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎議員。

○4番（山崎義貞君） 趣旨は非常にわかるんですけども、ここに中低所得者層に対する税負担の割合と申しますか、減額されると言いましたけれども、この減額がどれくらいになっているのかというのはちょっと書いていないので、その資料はいただければというふうには思います。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 国民健康保険税については毎年、被保険者の数も変わっておりますし、所得も毎年変わっております。私ども試算はしておりますが、あくまでも26年をもとに試算をさせていただきました。所得内容、それから構成も全然変わらないということで試算をしましたところ、限度額の引き上げに伴う影響はおよそ300万。それから軽減が250万ということで、総体の70万程度の増になるのかなど、そのように試算をさせていただきました。以上であります。

○議長（鈴木唯夫君） 申しおくれましたが、発言は3回までとさせていただきます。もう一回です。

山崎議員。

○4番（山崎義貞君） 後で詳しい資料を、数字をもとにちょっといただきたいと思っておりますので、用意していただければ取りに伺いたいと思っております。議会終わってからで結構です。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） あくまでも試算ということですので、参考にとということで

後ほど用意したいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） ほかにどうでしょうか。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 議案第2号についてであります。専決処分の承認ということであり、私は議案第2号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本国民健康保険税条例の一部改正をする条例については、先ほど来、町執行部、また担当課長から説明がございましたとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更するものと理解しております。

内容を見ますと、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保、並びに中低所得者の保険税負担の軽減を図るもので、4月1日を賦課期日とする国民健康保険税に迅速な対応が必要であると、このように判断をいたします。

よって、私は本国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成をいたします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） ほかに質疑等ありますか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第19、議案第3号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、鈴木克征議員の退場を求めます。

〔11番議員 鈴木克征君退場〕

○議長（鈴木唯夫君） 本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔11番議員 鈴木克征君入場〕

---

#### ◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第20、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第21、議案第5号 南条小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 企財課長、ちょっとお伺いしますけれども、受注希望型ね、この締結についてはいい悪いと申しません。認識をちょっともう一回お伺いします。落札率99.3%、

これは結構でしょう。これは利益になるか、ならないかはよくわかりませんが。

その中で、電子入札において1社だけで競争原理が、競争性が保たれているという認識をお話になりましたけれども、紙入札だって、電子入札だって、全くそれは公平性には変わらないと思います、システムの違いだけであって。その辺の1社だけで電子入札だから競争原理が保たれているという認識を、もう一回ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまのご質問でございます。ご質問のとおり、紙入札方式であっても、電子入札方式であっても、その競争性あるいは公平、公正性を保った中で執行するというのは、おっしゃるとおりでございます。

電子入札が特に——特にと言いますか、すぐれているというのは、入札をする際に、応札業者さんが応じる際に、いわゆる今の時代ですから、千葉電子入札システムというシステム名なんですが、それで公告をして、そこでそのシステムで応札をするわけでございますけれども、その入札時に相手が誰なのか、あるいはそれ以前に相手がいるのか、いないのか、もちろんいるに決まっているんですけども。というその相手が誰か、相手がいるか、それが誰なのかが全くシステム上、自分自身がそのシステムに入って入札する以外は全くわからないと申しますか、うかがい知れないシステムになっているという、まずそういう確固としたシステム設計になっているというところが、まず非常にシステムとしてすぐれているというところがございます。

それと、競争性等につきましても、相手が誰がいるのか、誰なのかというのもわからないという中で応札するということでございますので、その競争性、入札時にはその競争を当然前提とした応札を行うということになりますので、競争性についても十分確保されている、そういうシステム。

ちなみに、千葉県54市町村ございますが、千葉県も含めまして、一部事務組合も含めまして、54団体が千葉電子入札システムにより電子入札を執行しているという現況でございます。以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 私、町民感覚で、これ99.3%の落札率で、電子入札で相手がわからないんだから競争性が保たれていますよと言って、やはり町民の皆さん、これで納得できますかね。ちょっと感覚がずれていると思うんですけども。確かに競争性が保たれているのかもしれませんけれども、皆さんこれ広報に載ってね、99.何%の何がして、もちろんこうい

う時代ですから利幅がないでしょう、これ赤字の仕事かもしれません。

ですから、この契約自体に云々と言っているわけじゃなくて、町のそのシステムの自由競争で相手がわからないんだから十分に競争しているよと。町民の皆さんが広報を見ます。1社だけです、99.3%の落札です、それで納得できますか。そのギャップはどうですかというお話をしている。どうですか。

○企画財政課長（若梅 操君） 今回おっしゃるとおり、落札率が99.3%という非常に高い入札結果となりました。

この電子入札につきましては、平成25年度の途中、実際には平成26年1月からの入札から現在に至るまで電子入札で執行しております。お答えになるかどうかはわかりませんが、過去3年間、それ以前の平成23年度、24年度から25年度の12月まで、いわゆる紙入札で執行しておりました入札の落札率と、その26年1月から昨年度1年度いっぱい、電子入札による入札を執行しましたその執行率全体で比較いたしますと、紙入札が件数で言うと61件、その過去3年間やりましたが、平均いたしますと89.1%でございました。平成26年1月から26年度、本年まで、本年といたしますか26年度いっぱいまで36件、電子入札により執行いたしました。その平均の落札率が86.5%でございました。

これをもってそのお答えになるかわかりませんが、全体の平均の落札率からいって3%程度低くなっているということと、この電子入札によりまして見えない相手と戦うといたしますか、競争するというような意味合いという面の中で、いわゆる最低制限価格によって落札したケースも数件ございましたし、現在のところ、これをもって全てよしとすることではもちろんございません。入札制度についてはよりよい制度にしていく不断の努力が必要だということは十分認識しておりますが、現在まで1年、約2年弱、1年半ですか、経過いたしました状況によりまして、今申し上げましたように、率で言うと3%程度ではございますが、落札率が落ちているというようなことからして、しばらくこの制度については電子入札は続けていきますが、よりよい改善点があれば、それは十分取り組んで検討してまいりたいというふうにあわせて考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 誰もが見ても競争原理が働いて、あと1つだけ、1社だけなら入札あれですよ、成立しませんよというようなシステムはならないんですか。そういう形も、2社以上競争入札ということで1社はだめですよと、枠を町の中で設けられるというふうに私

は感じておりますけれども。企財課長のおっしゃったとおりに、そういう数字であらわれているのであれば、そういうふうになっているんでしょう。誤解のなきような形で、町民の皆さんが納得できるようなよりよいシステムを望みますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 答弁はいいですか。

○7番（齋藤順一君） 結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鈴木唯夫君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを終了しました。

これにて平成27年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯 夫

臨時議長 川 島 勝 美

議 員 秋 鹿 幹 夫

議 員 川 島 勝 美